

平成27年2月定例教育委員会会議録

- 日 時 平成27年2月18日(水) 午後3時～午後3時45分
○場 所 櫛引庁舎・教育委員室
○出席委員 1番 毛呂 光一(委員長職務代理者)
2番 難波 信昭(教育長)
3番 佐藤 清美
4番 佐竹 美津子
5番 田中 芳昭(委員長)
欠席委員 なし
○傍聴人 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	長谷川 貞 義	管理課長	石 塚 健
学区再編対策室長	本 間 明	学校教育課長	生 田 浩 樹
学校教育課指導主幹	成 澤 和 則	社会教育課長	榊 原 賢 一
社会教育課文化主幹	佐 藤 正 哉	中央公民館長	太 田 ア イ
藤沢周平記念館長	鈴 木 晃	スポーツ課長	小 杉 良 則
図書館長	佐 藤 巖	学校給食センター所長	小細澤 充

出席事務局職員氏名

管理課庶務主査 鶴 見 美由紀

会議次第

1. 開会
2. 市民憲章唱和
3. 会議録署名委員の指名
4. 議事
日程第1 議第2号 平成26年度教育費補正予算(3月)の見積について
日程第2 議第3号 平成27年度教育委員会基本方針について
日程第3 議第4号 平成27年度教育費予算の見積について
日程第4 議第5号 鶴岡市教育委員会教育長の休日及び休暇に関する条例の制定について
日程第5 議第6号 鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について
日程第6 議第7号 鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について
5. 報告事項
なし
6. 閉会

開 会 (午後3時)

- 委員長 　　ただ今から2月の定例教育委員会を開会する。
市民憲章唱和を行う。(藤沢周平記念館館長が先唱し、市民憲章唱和)
本日の会議録署名委員は、4番委員に願います。
- 委員長 　　それでは議事に入る。日程第1議第2号平成26年度教育費補正予算(3月)の見積について説明をお願いします。
- 管理課長 　　議第2号平成26年度3月の教育費補正予算の見積についてご説明申し上げます。別紙資料をご覧ください。
- この度の補正は、施設の光熱水費を追加する3件の補正である。1件目は、10款2項1目学校管理費、小学校管理運営事業1,028万9千円の補正は、小学校における電気料及び水道料に要する予算の追加である。特に電気料がかさんでおり、新築した朝陽第四小学校や大規模改修した温海小学校の電気料が施設のオール電化が進むなかで当初の想定以上に増えたことなどがその要因である。なお、朝四小、温海小については、来年度省エネ対策のデマンド装置を設置して電気使用量の軽減に取り組むこととしている。
- 続いて2件目、10款3項1目学校管理費中学校管理運営事業675万5千円の補正についても、小学校と同様に中学校の電気料が当初の想定より増大したことによる追加の補正である。
- 3件目の10款5項5目文化施設費、鶴岡アートフォーラム管理運営事業154万4千円の補正は、アートフォーラムの電気料及びガス使用料の不足に対応するものである。
- 委員長 　　質問、意見はないか。ないようなので議第2号平成26年度教育費補正予算(3月)の見積について異議ないか。(はいの声あり)それでは異議なしとして、議第2号は可決された。次に議第3号平成27年度教育委員会基本方針について説明をお願いします。
- 管理課長 　　平成27年度教育委員会「基本方針」についてご説明申し上げます。来年度の基本方針については、先に事務局としての原案を提示し、それに対する委員の皆様からのご指摘、ご意見を踏まえ最終案の取りまとめを進めてきたが、今月初めに来年度予算の最終内示もあったことから、それらも加味し今回正式に提案させていただくものである。
- 内容については一度ご説明しているため改めて全体としての説明は省略させていただくが、この度の提出にあたり最終的に変更があった箇所について、それぞれ担当課長より説明させていただく。
- (学校教育課、スポーツ課より説明を行う)

委員長 以前説明いただいた時に各委員から質問、意見等があったが、その内容は盛り込まれていますか。(委員からはいの声あり) その他、全体として質問、気づいた点はないか。

委員長 ICT 機器やデジタル教材等を活用した指導方法の工夫とあるが、ICT 機器が苦手な教員はたくさんいると思う。そのなかで電子黒板を使いこなせない人もいるのではないかと思うし、そういった ICT 機器の活用の研修、使用をどのように進めていく考えなのか伺いたい。

学校教育課長 ICT 機器の活用に関する研修の機会の確保については、学校教育課としてもその必要性、重要性を認識しているところである。現時点での計画としては、夏休み期間中に実施する教員対象の夏季研修講座内容の一つに設定し、先生方の理解を深めていただきたいと考えている。

委員長 他に質問、意見はないか。ないようであれば、議第 3 号平成 27 年度教育委員会基本方針について可決してよろしいか。(はいの声あり) 異議なしとして、議第 3 号は可決された。次に、日程第 3 議第 4 号平成 27 年度教育費予算の見積について説明をお願いします。

管理課長 議第 4 号平成 27 年度教育費予算の見積について、別紙資料に沿って前年度からの変更点を中心に主なものについて説明申し上げます。

まず、1 ページ目の歳入 12 款負担金であるが、日本スポーツ振興センターの傷害保険に係る保護者負担ということで、児童生徒数の減少により前年度より減額となるが、西郷幼稚園の廃止をもって市立の幼稚園がなくなることからその分の節を削除している。

13 款使用料については 280 万円弱の減額であるが、2 節の幼稚園保育料収入の減等によるものである。こちらは過年度の分が見込まれることから、予算科目としてはそのまま残ってはいるが、大幅な減額となっている。

14 款の国庫補助金については 2 億円を超える減額となっているが、その内訳としては、朝日中学校改築事業における本体工事が今年度で完了することから当該事業費に係る補助金が減額となるものであり、そのことが一番大きく影響している。

次に 2 ページの 14 款 3 項、国庫からの委託金は、今年度補正予算に計上したインクルーシブ教育に係る分であり、来年度も引き続き実施することから当初予算に計上したところである。

15 款、県補助金は前年度よりの減少となるが、単年度補助金の皆減や、小中学校の音楽教室に対する支援割り当ての減額等によるものである。その他主なものとして 18 款基金繰入金であるが、16 目読書奨励基金繰入金は図書館 100 周年記念事業の財源とするために取り崩すものである。そして、この款の最後にある朝日中学校建設基金繰入金は皆減となっているが、

同校の改築事業費の財源として今年度全額取り崩し基金を廃止する予定である。なお、朝日中学校建設基金については、鶴岡市基金の設置管理及び処分に関する条例で規定されているが、来る3月定例市議会において同条例から規定を削除する改正を行う予定である。

次に20款雑入であるが、こちらは増えているが、スポーツ施設設備の整備に対するスポーツ振興くじ「TOTO」からの助成金の増額が影響している。

続いて3ページの21款市債については、文化会館整備事業債の減により5億を超える大きな減額となっている。

次に、4ページからの歳出の内容についてあるが、10款1項教育総務費、教育委員会費2目事務局費は、説明欄にもあるように臨時職員等任用経費を大幅に削減しているが、一方で学校統合の進展に伴う支援事業費の増額や、インクルーシブ教育システム構築モデル、いじめ対策等生徒指導推進、「ふるさと鶴岡を愛する子ども」育成推進、これら3つの新規事業等の計上により目の全体としては900万円程の増となるものである。それから、これまで項立てとしていた幼稚園費を、4目として本項の最後に含めているものである。

続いて、2項小学校費は9千万円弱の増となっているが、1目の学校管理費については学校統合による職員数の削減により職員人件費の減額となっているが、2目の教育振興費の方では教科書改訂に伴う教科書の整備費や、学校統合に伴うスクールバスの新規運行に係る通学対策費の増額により、この目は増額となっている。3目学校建設費の方は、耐震補強工事費が増えていることからこの項全体で増額となるものである。

続いて5ページの3項中学校費については、1億5千万円を超える減額となる。通学対策のバス借上げ料金制度の改正により、通学対策費が増額となり2目の教育振興費は増額となり、3目の学校建設費では鶴岡第三中学校の改築や鶴岡第一中学校の大規模改修に関する新規事業はあるが、朝日中学校の改築事業費が今回大きく減額になることから、この目については2億を超える減額となったものである。これにより、3項として前年度より減額となったものである。

また、昨年度まではこの後に4項として幼稚園費があったが、今回幼稚園費を廃止したことにより、社会教育費が一項繰り上がり4項となっている。

社会教育総務費については、職員人件費の減額などにより1千万円程の減、2目の公民館費は中央公民館の管理運営費が文化会館の代替使用により増額となる一方で、地域公民館の管理運営費がコミセン化等により減額となるので、全体で5千万円を超える減額となっている。

3 目の図書館費は、本館の設備改修や 100 周年記念事業の実施に伴い 900 万円弱の増となり、4 目文化費については、名勝金峰山に係る保存管理計画の新規策定などにより増額となっている。

次の 6 ページ 5 目文化施設費は、文化会館整備事業費の減額により前年度費 22 億円以上の大幅な減額となっている。5 項保健体育費は全体として 1 億 4 千万円弱の増であるが、1 目の保健体育総務費が職員人件費の減により減額とはなっているが、その一方で 2 目の 体育施設費については施設全般の光熱水費や修繕料の増額、陸上競技場などの改修経費により 9 千万円以上の増額となっている。3 目学校給食センター費は、ボイラー設備の更新経費などにより 5 千万以上の増額である。

以上、教育予算費の合計は 63 億円あまり、前年度からは 22 億円以上の大幅減となるものではあるが、減額要素は文化会館整備事業費の減額ということであり、それを除けば率にして 0.1%程の減額にとどまるということで、ほぼ前年度並みの予算規模と考えている。

委員長 平成 27 年度教育費予算の見積について質問はないか。それでは私から質問するが、先程の議第 3 号平成 27 年度教育委員会基本方針 10 ページに、新たに付け加えた教育課題に対する施策の調査研究①、②とあるが、それについての予算はどこに盛り込まれているのか伺いたい。

学校教育課長 この調査研究については先進地域の視察を想定し旅費という形で要望したところであるが、新たな事業として起こしているわけではなく、学校教育課の旅費に追加配分されている。

委員長 それでは教育課題に対する施策の調査研究費としては、見えてこないということか。

学校教育課長 そうである。

委員長 教育委員の資質の向上のために研修の機会を設けないといけないということが各所で言われ、教育委員の間でも言われていたのだが、教育委員の研修については要望していたのかどうか伺いたい。

管理課長 新規の要望として上げさせていただき、その分は予算に含まれている。実際どの部分に入るかということ、資料 4 ページの 1 項 2 目の事務局費の事務局管理運営費の旅費等に含まれている。

委員長 その他、ご意見等ないか。それでは、議第 4 号平成 27 年度教育費予算の見積について可決することにご異議ないか。(はいの声あり) 異議なしとして、議第 4 号は可決された。続いて、議第 5 号鶴岡市教育委員会教育の休日及び休暇に関する条例の制定について説明をお願いします。

管理課長 議第 5 号鶴岡市教育委員会教育長の休日及び休暇に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本条例は 12 月定例市議会での条例改正に引

き続き、内容としてはそれと同様であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教法の改正に伴う教育長の身分的な取扱いの変更についてその整合を図るために整備するものである。

(別紙により議案内容について説明)

- 1 番委員 法改正により教育長は特別職となるのに、なぜ一般職と同じように勤務時間の割り振りとか休暇について定めるようになったのか、その経過について伺いたい。
- 管理課長 今の件について、「特別職なのに」ということでその通りであるが、この法律改正の趣旨としては、現行の教育長の身分的取扱いをそのままにして、大きな変更をしないということであり、ただ、基本となる職の取り扱いの部分を今まで一般職としたものを特別職に変えるということから、それに整合するように今までのやり方で、なおかつ特別職であることを整えるための条例等の改正である。
- 委員長 委員の皆さんよろしいか。
- 2 番委員 なぜ一般職扱いかということであるが、教育公務員だという特例法にも関係してくるのではないかと思う。教育委員会という立場そのものが、地方公務員とは違う部分、教育公務員ということでの一般職と同じような勤務時間、勤務形態が必要なのであろうという趣旨でのこの法改正だと思う。
- 委員長 この件についてはよろしいか。その他、質問、意見はないか。ないようであれば、可決してもよろしいか。(はいの声あり) 異議なしとして、議第5号は可決された。次に、日程第5議第6号鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正について説明をお願いします。
- 管理課長 議第6号鶴岡市スクールバスの運行管理に関する規則の一部改正についてご説明申し上げます。内容としては、来年度から三瀬小学校、由良小学校、小堅小学校の3校統合により、由良地区及び小堅地区の児童についてはスクールバスでの通学とすることから、運行区間に両地区を加える改正である。(規則の具体的内容について、別表により説明)
- 委員長 ただいま説明のあった議第6号について、質問、意見はないか。ないようであれば議第6号について可決してもよろしいか。(はいの声あり) 異議なしとして、可決された。次に、日程第6議第7号鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について説明をお願いします。
- 社会教育課長 議第7号鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、羽黒地域及び朝日地域の地区公民館が

平成27年4月から地域活動センター及びコミュニティセンターに移行することに伴い、当該公民館における備品等使用料、冷暖房料及び使用料減免申請書の様式を改正するものである。

(改正の内容について、資料により説明)

委員長

議第7号について質問、意見はないか。なければ議第7号鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について、可決してよろしいか。(はいの声あり) 異議なしとして、議第7号は可決された。議事は以上であるが、報告事項はあるか。ないようであれば、これをもって2月の定例教育委員会は終了とする。

閉 会 (午後4時45分)